

国民年金

こんなときは 届け出を

国民年金の加入者は、別表1に掲げる事項に該当する場合、速やかに届け出なければなりません。届け出が遅れたり、届け出ないと、将来受け取る年金額が減らされたり、年金を受け取れなくなる場合もあります。また、年金の受給者が別表2に掲

げる事項に該当する場合も、必ず届け出を行ってください。
◎詳しくはお問い合わせください。
☎(3546)5371
中央年金事務所
☎(3543)1411(代表)

別表1 加入者の手続き

種別	こんなとき	届け出に必要なもの	届け出場所
第1号被保険者 (20歳以上60歳未満の自営業者、学生など)	20歳になったのに、「国民年金加入のお知らせ」が届かない	区役所4階保険年金課へお問い合わせください。	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	会社などに就職した	勤務先へお問い合わせください。	勤務先
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先
	国外へ転出する(※1) 国外から転入した(※2)	年金手帳または本人確認書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
第2号被保険者 (厚生年金に加入している人)	会社などを退職した	年金手帳または本人確認書類・退職証明など退職日が分かる書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	退職して、第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)	20歳になった	年金手帳または本人確認書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	離婚・本人の収入増加で扶養から外れた	年金手帳または本人確認書類・扶養から外れた日が分かる書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	配偶者が退職した	年金手帳または本人確認書類・配偶者の年金手帳・退職証明など配偶者の退職日が分かる書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	配偶者が65歳になった	年金手帳または本人確認書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	配偶者が転職した	配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先

(※1) 国外へ転出した場合、国民年金は強制加入ではなくなります。転出の届け出後、資格喪失の届け出が必要です。希望により任意加入できます。
(※2) 国外から帰国した場合、国民年金は強制加入となります。転入の届け出後、資格取得の届け出が必要です。任意加入中の方も切り替えの届け出が必要です。

別表2 受給者の手続き

こんなとき	届け出に必要なもの	届け出場所	備考
受取金融機関を変更した	受取機関変更届	中央年金事務所 お客様相談室	変更届、再交付申請書は区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所にあります。
年金証書を紛失・毀損した	再交付申請書		
年金受給者が死亡した	死亡届未支給年金請求書		

◎手続きには添付書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

予防接種再接種 費用助成の開始

対象

骨髄移植手術などの疾病の治療により、医師から予防接種の再接種が必要と診断された、20歳未満の区内在住者で、国内で再接種をする方
対象となる予防接種

予防接種法に基づく下記に記載の子どもの定期予防接種

- ・ヒブ
- ・小児用肺炎球菌
- ・B型肝炎
- ・四種混合
- ・三種混合
- ・不活化ポリオ
- ・BCG
- ・麻しん風しん混合(MR)
- ・麻しん
- ・風しん

- ・水痘(水ぼうそう)
- ・日本脳炎
- ・子宮頸がん

助成額

実際に支払った額または区が定める上限額のどちらか少ない金額

利用方法

費用助成を受けるには、再接種前に「中央区予防接種再接種費用助成金交付決定通知書」の交付を受ける必要がありますので、中央区保健所または日本橋・月島保健センターで事前に手続きをしてください。
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。
☎中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

高齢者肺炎球菌

定期 予防接種

肺炎は、高齢の方にとって重篤になりやすい病気です。肺炎の約半数が肺炎球菌によるものといわれています。予防接種を受けることにより、肺炎球菌による感染症を予防し、重症化を防ぐ効果が期待できます。

実施期限

令和3年3月31日(水)まで

対象

別表3のとおり

◎過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種している方は定期予防接種の対象外となります(自費で接種した方も含まれます)。

対象ワクチン

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン

費用

一部自己負担額4,000円

◎生活保護などを受けている方は無料です。

接種回数

1回

別表3

令和2年 3月31日の年齢	生年月日	対象要件	
100歳	大正9年4月2日 ~ 大正10年4月1日	初めて肺炎球菌の予防接種を受ける方	
95歳	大正14年4月2日 ~ 大正15年4月1日		
90歳	昭和5年4月2日 ~ 昭和6年4月1日		
85歳	昭和10年4月2日 ~ 昭和11年4月1日		
80歳	昭和15年4月2日 ~ 昭和16年4月1日		
75歳	昭和20年4月2日 ~ 昭和21年4月1日		
70歳	昭和25年4月2日 ~ 昭和26年4月1日		
65歳	昭和30年4月2日 ~ 昭和31年4月1日		
60~64歳の身体障害者手帳1級相当の内部障害(心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)を有する方			
60~64歳	昭和31年4月2日 ~ 昭和36年4月1日		

成人の 風しん抗体検査 および 予防接種

平成31年2月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が施行され、これまで公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象に、風しん第5期予防接種が定期化されました。

予防接種を受けるには、まず抗体検査を受検し、抗体価が低いことが確認できた場合に限りです。

実施期限

令和4年3月31日(木)まで

対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の区民

◎令和2年度は対象者のうち、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方に対して、クーポン券などを発送しました。

◎昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方には平成31年4月末にクーポン券などを発送しています。有効期限が令和3年3月31日(水)まで延長になりましたの

接種方法

対象者には、「予診票、お知らせ、医療機関名簿」を3月末に郵送しました。

予診票に必要事項を記入し、区指定の医療機関で接種を受けてください。



◎医療機関によって予約制や予防接種の曜日が決まっている場合がありますので事前に医療機関にご確認ください。

◎高齢者肺炎球菌任意接種費用助成は平成29年度をもって終了しました。

◎予診票を紛失してしまった方や、実施期間内に中央区へ転入された方は、☎へご連絡ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

接種方法

送付したクーポン券および本人確認できるもの(運転免許証など)を持参し、指定の医療機関でまず抗体検査を受けてください。

◎区外の医療機関でも受診可能です。詳しくは区のホームページをご覧ください。

◎医療機関によって予約制や予防接種の曜日が決まっている場合がありますので、必ず事前に医療機関にご確認ください。

☎中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930